

議決事項
第1号

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）
について

■国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金であるバリアフリー化設備等整備事業に事業者が補助申請する際、必要となる計画を策定するもの

- ・令和5年度計画 長岡市生活交通改善事業計画（福祉タクシー導入）
内容：導入台数 3台

1 規約の改正点

別表（第6条関係）について、委員の役職名に合せた変更を行う。

(新)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 <u>企画総務部経営戦略ユニットリーダー</u>

(旧)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 <u>総務部企画戦略室長</u>

2 長岡市地域公共交通協議会規約（案）

次ページに示す。